○国土交通省告示第三百七十号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号から第十号までを削る。

第十一号中「平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年四月一日から同年九月三十日」に改め、「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」を、「警戒区域（」の下に「市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで」を加え、「に基づく」を「に基づき設定した」に改め、同号を第八号とし、同号に次のように加える。

イ　別表に掲げるインターチェンジのいずれかから流入する車両（料金を徴収しない区間は、当該車両が流入したインターチェンジと当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付された通行券が回収された料金の徴収施設との間の区間（本州四国連絡高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第六号に定める高速道路をいう。ロにおいて同じ。）の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。）

ロ　別表に掲げるインターチェンジのいずれかから流出する車両（料金を徴収しない区間は、当該車両が流出したインターチェンジと当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において回収された通行券が交付された料金の徴収施設との間の区間（本州四国連絡高速道路の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。）

別表第一を次のように改める。

別表（第八号関係）

路線名		インターチェンジの名称
高速自動車国道東北縦貫自動車道	弘前線	本宮インターチェンジ、二本松インターチェンジ、福島西インターチェンジ、福島飯坂インターチェンジ及び国見インターチェンジ
高速自動車国道東北横断自動車道	いわき新潟線	いわき三和インターチェンジ、小野インターチェンジ、船引三春インターチェンジ及び郡山東インターチェンジ
高速自動車国道常磐自動車道		いわき中央インターチェンジ、いわき四倉インターチェンジ、広野インターチェンジ及び山元インターチェンジ

別表第二から別表第五までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の料金を徴収しない車両を定める告示（以下「旧告示」という。）第八号又は第九号に規定する車両であって、この告示の施行前にインターチェンジから流入したもの及び旧告示第十号又は第十一号に規定する車両であって、この告示の施行前に旧告示別表第一に掲げる区間におけるインターチェンジのいずれかから流入したもの並びに旧告示第十号又は第十一号に規定する車両であって、この告示の施行後に旧告示別表第一に掲げる区間におけるインターチェンジのいずれかから流出するもののうち、当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において回収する通行券の交付日がこの告示の施行の日前であるものの料金の徴収については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百七十一号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表九五の項中「及び大須港と広島港第三区宇品地区との間」を削り、二七八の項の次に次のように加える。

二七九	大須宇品	広島県	大須港と広島港第三区宇品地区との間

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十二号

仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　仙台空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　仙台空港内及びその周辺　宮城県名取市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成四年運輸省告示第八十七号を参照。）

イ　四(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

ロ　四(3)　滑走路Bに係る灯火の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

ハ　四(3)　滑走路Bに係る灯火の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年三月三十日

○国土交通省告示第三百七十三号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。